明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（二八）　三
〔政　令〕
○建設業法施行令の一部を改正する政令（一七一）　五
○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（一七二）　六
〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（国家公安委七）　六
〔告　示〕
○棚田地域振興法第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を指定する件（総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境三）　七
○肥料を登録した件（農林水産一〇一六）　八
○肥料取締法施行規則第一条第一号ハの規定に基づき農林水産大臣が指定する材料を定める件の一部を改正する件（同一〇一七）　九
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件（国土交通五八九）　一〇
○道路に関する件（東北地方整備局九六～九九）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局七〇、七一）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔官庁報告〕
法　務
公証人任免（法務省）　三
産　業
日本産業規格（経済産業省）　三
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁　三
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所　三
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二八号）（国土交通省）

1　国民の理解の増進及び協力の確保を図るための制度の整備

(一)　この法律の目的を達成するための措置に、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置を追加することとした。（第一条関係）

(二)　移動等円滑化の促進に関する基本方針及び移動等円滑化促進方針の記載事項に、移動等円滑化の促進に関する理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する協力の確保に関する基本的な事項等を追加することとした。（第三条第二項第五号及び第六号並びに第二四条の二第二項第三号関係）

(三)　教育啓発特定事業の創設

(1)　この法律において「教育啓発特定事業」とは、市町村又は施設設置管理者（以下「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいうこととした。（第二条第二九号関係）

イ　移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

ロ　移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

(2)　基本構想に教育啓発特定事業が位置付けられた場合には、関係する市町村等は、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施することとした。（第三六条の二関係）

(四)　移動等円滑化の促進に関する基本方針等に係る規定における主務大臣に文部科学大臣を追加することとした。（第五四条第一項及び第二項関係）